令和２年度

「十日町市社会教育・公民館活動のあり方について」の提言書

令和2年10月29日

十日町市社会教育・公民館活動の

あり方検討委員会

十日町市教育委員会

教育長　　蔵品　泰治　　様

　　令和元年10月７日に委嘱された、十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会は、十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会要綱第２条第１項各号の所掌事務について慎重に審議した結果、別紙のとおり十日町市社会教育・公民館活動のあり方に関する提言を取りまとめましたので報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年10月29日

　　　　　　　　　　　　　　十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　　岩田　雅己

　　　　　　　　　　　　　　　　　副委員長　　佐藤　幸雄

　　　　　　　　　　　　　　　　　委　　員　　村山　正夫

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〃 　　　生越　良彦

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〃 　　　栢森　俊樹

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〃 　　　小島　伸子

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〃 　　　佐藤　達夫

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〃 　　　佐藤　美保子

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〃 　　　韮澤　　篤

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〃 　　　長野　京子

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〃 　　　村山　ひとみ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〃 　　　高橋　幸夫

～　目　次　～

１．はじめに　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．提　言

（１）公民館の使用料及び減免基準に関すること・・・・・・・・・・２

（２）公民館と地域コミュニティの関係に関すること・・・・・・・・３

（３）公民館の地区館及び分館の統廃合に関すること・・・・・・・・４

（４）公民館が担うべき地域課題解決に向けた取組に関すること・・・５

（５）社会教育委員と公民館運営審議会委員の兼務について・・・・・６

（６）社会教育法第23条における公民館の利用制限について・・・・10

３．巻末資料

（１）十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会開催状況・・11

（２）十日町市公民館のあり方を考える市民アンケート調査集計表・・11

（３）十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会名簿・・・・11

（４）十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会要綱・・・・12

**１．はじめに**

公民館は戦後の復興とともに設置され、教養文化の向上と発展、健康の増進や産業基盤の形成、福祉の増進、仲間づくりから地域づくりに至るまで、さまざまな分野で十日町市の発展に貢献をしてきました。充実した公民館活動が展開されるに至ったその陰には、先人達の並々ならぬご努力、ご支援によるものが多くありました。

公民館が各地域に設置されてから70年以上が経過しました。この間、産業構造及び就業者構成も変化し、少子高齢化が進んできました。昭和から平成にかけて、公民館での活動分野が、社会教育から生涯学習と言う広範囲となるなかでも、市民に対する講座・教室などの学習支援を公民館で取り組んできました。しかし、高等教育機関への進学率が８割を超え、スマートフォン等のモバイル端末保有率が９割を超える状況となるなかで、市民ニーズは多様化・高度化し様々な専門分野からの学習支援が必要になってきています。加えて公民館利用者の固定化、高齢化が顕著となり、若者や一般成人の利用減少が長年の課題となっています。

これからの生涯学習は、地域住民が必要とする事業を住民主体で考え、地域おこし協力隊や地域支援員等と連携・協力し、福祉・介護・防災・環境等の分野を専門的に学習することが望まれます。これからの社会教育・公民館活動は文化的な活動に重点を置き、青少年育成、幼児家庭教育などを主に学ぶことが重要です。

今後は、地域住民の理解と協力を得ながら、住民主体の組織活動の中で「市民による学びの場」を広げる必要があります。教育施設であるがゆえの利用制限を緩和し、多くの地域住民が利活用出来る施設へと変化させるとともに、受益者負担の検討を行う必要があります。公民館分館の統廃合については地域の方々と慎重な協議が必要です。

１

**２．提　言**

**（１）公民館の使用料及び減免基準に関すること**

**現　状**

1. 社会教育関係団体は、規則により減免率100％で利用出来ることに加え、一般の利用団体よりも部屋を優先的に申込む事が出来ます。
2. 同じ社会教育施設に属する体育館や野球場等の社会体育施設（以下「スポーツ施設」と言う。）については、市町村合併直後から受益者負担の考え方を取入れて使用料を徴収しています。
3. 公民館利用者の中で最も多いのが自主サークル等の社会教育関係団体であり、長年に亘り固定化している傾向が見られます。

**課　題**

1. 公民館もスポーツ施設と同様とすべきか、受益者負担の考え方が課題です。
2. 施設利用の平等・公平の観点から使用料、減免基準の見直しが課題です。
3. 新たな利用団体やより幅広い市民の公民館利用の増加が課題です。

**検討委員会での主な意見**

1. 使用料は、100％減免では無く、徴収しても良いと思います。
2. 施設維持の冷暖房費に対応する位の使用料は、徴収しても良いと思います。
3. 減免基準のバランス（３割、５割、７割等）が難しいと考えます。今後は使用料を徴収しないと、施設の維持管理等が続かないと思います。利用者が納得するラインを見つけることが重要かと考えます。
4. 利用団体として年間150日くらい使用しているので、減免基準を見直すと団体の活動維持が厳しくなります。公民館を利用する団体が減るのではないかと思います。

**提　言**

1. 社会教育施設（公民館）にも受益者負担の考え方を取り入れることを提言します。
2. 市内の社会福祉、障がい者、地域振興の各関係団体の減免率は据え置き、「市内の社会教育関係団体」と「市内の産業及び労働関係団体」が公民館を利用する場合の減免率見直しを提言します。
3. 減免率の変更を行う場合には、社会教育委員会及び教育委員会で慎重に協議し、利用者へ十分な説明を行ない、理解を得たうえで実施することを提言します。

２

**（２）公民館と地域コミュニティの関係に関すること**

**現　状**

1. 旧十日町市の地区公民館では、地域おこし協力隊、地域支援員や地域自治組織と協力をしながら業務を行っています。
2. 旧町村の地区公民館でも一部の事業で地域おこし協力隊、地域支援員や地域自治組織などと事業協力を行っています。
3. 公民館の地域課題と地域おこし協力隊や地域支援員、地域自治組織の地域課題が重なる部分があります。

**課　題**

1. 同じ地域で活動している公民館職員、地域おこし協力隊、地域支援員や地域自治組織は各々の課題解決に向け、より一層の連携・協力する事が課題です。
2. 各地域での課題解決に向けて、長期的な視野で活動を行える体制が必要です。

**検討委員会での主な意見**

1. 旧市の地区公民館は、地域自治組織の事務局が公民館にあり、地域おこし協力隊、地域支援員が公民館で一緒に仕事をしているので関係性があります。しかし、旧町村の地区公民館では、関係性が薄いと思います。同じ市でありながら、関係性のできている地域とできていない地域があります。
2. 地域によって様々なやり方があり、その地域にあったやり方で地域コミュニティとの連携を図るのが良いと思います。
3. 公民館が地域と繋がっていきながら地域の教育学習の場を高めていくのが良いと思います。
4. 地区公民館よりも分館の方が、より地域に根差すコミュニティをはかれる場所と考えます。

**提　言**

1. 公民館は趣味の講座や社会教育関係団体への貸館だけでなく、地域住民の誰もが、集まりやすい仕組みや雰囲気作りの場となるよう提言します。
2. 公民館は地域にある大切な行政機関です。各地域での課題解決に向けて公民館職員、地域おこし協力隊、地域支援員は長期的な視野に立ち、地域自治組織の地域コミュニティとより一層の連携・協力をし、市関係各課からの協力を得ながら、事業を実施、展開することを提言します。
3. 生涯学習に関する識見をもち、地域課題の解決に向けて取り組むことのできる職員の配置を提言します。

３

**（３）公民館の地区館及び分館の統廃合に関すること**

**現　状**

1. 地区公民館は概ね中学校区単位で設置されています。
2. 市町村合併時から分館の無い地域もあり、現在の分館設置には明確な基準がありません。市町村合併時に設置されていた38の分館が、現在では23分館となりました。この間の分館の廃止は地域の方々と協議した結果廃止しています。
3. 毎月公民館分館運営委員会を開き事業計画・内容の検討をしている分館がある一方で、分館長、分館主事の後継者が見つからず、前年事業の継続でマンネリ化が進み、また、予算も減額されたこともあり、事業運営が難しい分館も見受けられます。

**課　題**

1. 地区館の配置基準は適正ですが、時代の変化とともに減少してきた分館には、平等・公平の観点から配置の見直しが必要です。
2. 分館事業は各地域により、活動実績に大きな差がある事が課題です。

**検討委員会での主な意見**

1. 時代に合わせた変化が必要と思います。
2. 地域が点在していて、非常に不便なところは明らかに差が出ています。十日町市内全域を、一律に同じようにしなければならないということは無く、拠点として必要とされるものは、残してもよいと思います。地域の意見を尊重してください。
3. 今回の市民アンケートの結果を見ると、「趣味や教養のための学習の場所　を提供してくれる。」「気兼ねなく立ち寄って談話できる。」ものが公民館であると考えています。地域の活性化やまちづくりというものにおいて、統廃合という形で縮小するようなものではないと思います。
4. 公民館は、地域の活性化や人づくりに繋がっていると思うので、是非その分館や地区館、地域の住人の皆さんとよく協議をしていただき、統廃合を決定してください。中央公民館からも相談に乗っていただき、良い方向性を持ちながら、統廃合を進めていただけたら有難いと思います。

**提　言**

1. 地区公民館は公民館事業のみでなく、避難所に指定されるなど地域の防災拠点として重要な役割を持っていますので、存続するよう提言します。
2. 分館については、地域によって分館が在るところと無いところもあります。また、分館の在るところでも活動内容（講座等の開催回数など）に大きな違いがあります。分館の廃止を含め活動内容の見直しを提言します。
3. 分館の統廃合については、公民館と地域の方々とで慎重な協議をすることを提言します。

４

**（４）公民館が担うべき地域課題解決に向けた取組に関すること**

**現　状**

1. 生涯学習は、「ゆりかごから墓場まで」と表現されることがあります。そのため、担うべき業務も広範囲となります。
2. 「生涯にわたる学習」と言うと、大変広範囲の業務を担うようですが、市の行政組織では福祉・介護・防災・環境等専門の部署で業務を担当しています。その結果、地域における対応も縦割りとなっています（福祉は福祉課、介護は医療介護課、地域防災は防災安全課、環境は環境衛生課で担当しています。）。

**課　題**

1. 各地域には多種多様な地域課題、必要課題があります。例えば、市街地には市街地の、中山間地には中山間地の、それぞれの課題があるので、一律の方針で解決するのは難しくなっています。
2. それぞれの地域の課題を、どのような組織体制で解決すべきか、公民館はどのように関わるのかを検討する必要があります。
3. 市民アンケートからは、地域の方が集まるコミュニティの場としての要望があります。

**検討委員会での主な意見**

1. コミュニティセンター化した方が、地域の意見が反映しやすいので、人が集まりやすいと思います。ただし、地域によっては、十分対応できないところがあると思います。
2. 新しく組織を作るのでなく、今ある組織(地域自治組織・地区振興会)を利用出来ると考えます。社会教育、公民館事業は、コミュニティセンターの中の一つの部局として活動しても良いと思います。
3. 地域に温度差があるので、それをどのように解決するのかが課題だと思います。
4. 活発な地域や余り活動しない地域が出てしまうという課題も有ると思い　ますが、「地域で出来ることは地域でする。」というふうにし、公民館は芸術・文化の仕事というふうに分けるべきと思います。
5. 十日町市も昔の状態で居続ける必要はないし、居ちゃいけないと感じました。無駄を省くという意味で、どのようなやり方が良いのか解りませんが、コミュニティセンター化は必須だなと感じました。
6. コミュニティセンターにしただけで、課題解決ができるわけでないので、十日町市に合ったやり方で、少しずつ変えていったらいいと思います。

**提　言**

1. 地域の課題は、公民館職員がリーダーシップをとって、市民から学んでもらいたいことを、地域コミュニティとして活動している、地域自治組織や地区振興会などの地域団体と一緒に解決することを提言します。
2. 今後は、地域の特性もあり、出来るところから地域住民主体の組織によるコミュニティセンター化を進め、これまでの公民館事業は、その一部門として、文化・芸術、青少年育成、幼児家庭教育事業などに重点を置いた「学びの場」となるように検討することを提言します。

５

**（５）社会教育委員と公民館運営審議会委員の兼務について**

**現　状**

1. 平成28年度に、県内の兼務状況(30市町村のうち22市町村が兼務)や、当市の審議内容を検討した結果、平成29年度から社会教育委員と公民館運営審議会委員が兼務となりました。
2. 社会教育法(以下「法」と言う。)では、社会教育委員及び公民館運営審議会とも「置くことができる」と規定され、市条例では、ともに「置く」としています。
3. 法では、社会教育委員はその職務に「教育委員会の諮問に対して意見を述べること」と規定され、公民館運営審議会は「館長の諮問に応じ、公民館の事業の企画実施につき調査審議するもの」としています。
4. 当市では、各担当課において、スポーツ審議会や博物館協議会などの専門的な審議会や協議会等を設置しています。

**課　題**

1. 社会教育委員と公民館運営審議会にはそれぞれの職務があり、その内容に違いがある中で兼務することが適正なのかを検討する必要があります。
2. 社会教育委員としての所管の範囲が広く、所管する全ての部門に精通することが難しくなっています。

**組織図についての説明**

　　　※現行(組織図は８ページ上の図を参照)

　　　社会教育委員は、公民館運営審議会委員を兼務している。社会教育委員は、文化スポーツ部所管の審議会の上部機関として、各審議会で協議した内容を社会教育委員会で審議した後に教育委員会に上程する。

　　　※Ａ案(組織図は８ページ下の図を参照)

　　　社会教育委員と公民館運営審議会委員を兼務とする。文化スポーツ部所管の審議会を並列とし、各審議会で審議した内容を直接、教育委員会に上程する。

　　　※Ｂ案(組織図は９ページの図を参照)

　　　社会教育委員は、公民館運営審議会委員を兼務しない。社会教育委員は、文化スポーツ部所管の審議会の上部機関とし、各審議会で協議した内容を社会教育委員会で審議した後に教育委員会に上程する。

　　　※文化スポーツ部所管の審議会

社会教育委員会、公民館運営審議会、越後妻有文化ホール運営協議会

スポーツ審議会、文化財保護審議会、博物館協議会、情報館協議会

森の学校キョロロ運営委員会

**検討委員会での主な意見**

* 1. Ａ案だと十日町市独自のやり方で、十日町市はこういう方針で行くという考え方かと思います。Ｂ案の方は基本的には以前のやり方ですが、実際社

６

会教育委員は各所属から出た審議会の内容をしっかり精査して、意見を言える覚悟が無いと難しいと思います。

* 1. Ｂ案は、各審議会で決めたものを再度、話し合うということが無駄だと思います。今まで変えることが出来なかった十日町市だからそうなると思います。もっと柔軟に社会教育委員として、社会教育とはどんなものかというのを踏まえた中で、まちづくりとかそういう独立性をもった組織だという認識を持てるようになって欲しいと思います。
  2. 役割としてはＢ案の方が良いと思います。色々な役が沢山あって会議も沢山ある中で、効率化を図っていくのであればＡ案が望ましいと思います。
  3. Ａ・Ｂどちらの案にしても社会教育委員としての法的根拠が、大切だと思います。

**提　言**

1. 社会教育委員は市全体の活動を大局的な視野で見るべきであり、法令上は「Ｂ案」が妥当と考えます。しかし、行政内でも新たな組織（スポーツ振興課、文化財課、情報館等）が設置され、各所属において各々審議会、協議会が設置され、より専門的な協議も行われています。従って、Ａ案での運営を提言します。

その理由として、社会教育委員は、教育委員会からの諮問を受ける立場ですが、スポーツ審議会や文化財保護審議会等他の専門会議が、これに代わり、教育委員会への意見を述べる事ができるものと考えます。

７





８



９

**（６）社会教育法第23条における公民館の利用制限について**

**現　状**

1. 法第23条（公民館の運営方針)で　公民館は「営利」、「宗教」、「政党」の利用に一部制限が記載されています。
2. 総合センター条例等の別条例で建築された施設（公民館）では、同法の制限を受けません。
3. 文部科学省（旧文部省）での通知や解釈では明確な、利用禁止は出ていませんが、県内では貸し出しに慎重（消極的）な公民館が多い状況です。

**課　題**

1. 「営利」、「宗教」、「政党」の利用については、公民館が特定の団体に便宜を図ることはありませんが、各団体からの申し込みがあった場合は、他施設を紹介しています。
2. より多くの市民、団体から公民館を利用していただき、適正な使用料を徴収することが必要です。
3. 公民館条例に記載されている施設（公民館）でありながら「営利」、「宗教」、「政党」の利用に違いがある事が課題です。

**検討委員会での主な意見**

1. 制限の緩和に賛成しますが、企業に利益を上げさせるような事を公民館で実施することは本条に反すると思います。
2. 制限の緩和に賛成ですが、催眠商法などに公的施設が利用される恐れがあるので心配です。
3. 民間事業者が社内の会議や職員研修などで利用するのは問題ないと思い　ます。利用目的により判断するべきと考えます。
4. 政党でも宗教でも活動内容を把握する必要があり、勧誘とか販売行為を絶対しないなどの内規等の範囲内でやることを確認して、利用を許可すべきと思います。

**提　言**

1. 「営利」、「宗教」、「政党」の利用については、法第23条の法解釈により利用が可能と判断し制限を緩和することを提言します。
2. 貸館に当たっては催眠商法等への対応など危惧される事もあるので、利用目的の確認項目を追加して対応することを提言します。

10

**３．巻末資料**

**（１）十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会開催状況**

　　　　第１回　令和元年10月 ７日(月)　段十ろう

　　　　第２回　令和２年 １月 ８日(水)　段十ろう

第３回　令和２年 ３月26日(木)　段十ろう

第４回　令和２年 ６月 １日(月)　段十ろう

第５回　令和２年 ６月29日(月)　段十ろう

　　　　第６回　令和２年 ８月 ５日(水)　柏崎市田尻コミュニティ協議会

長岡市よいたコミュニティ協議会

　　　　第７回　令和２年 ８月11日(火)　段十ろう

　　　　第８回　令和２年10月 ６日(火)　段十ろう

**（２）十日町市公民館のあり方を考える市民アンケート調査集計表**

　　　　別紙『十日町市公民館のあり方を考える市民アンケート』調査集計表

**（３）十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会名簿**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 氏名 | 地域 | 備考 |
| 委員長 |  | 中条 | 公民館長会議(中条公民館) |
| 副委員長 |  | 水沢 | 十日町市社会教育委員兼十日町市公民館運営審議会、青少年育成委員会 |
| 委　員 |  | 川治 | 十日町市社会教育委員兼十日町市公民館運営審議会、北新田分館長 |
| 〃 |  | 下条 | 上組分館 |
| 〃 |  | 十日町 | 十日町青年会議所 |
| 〃 |  | 川西 | 十日町健康運動指導士会  (前)スポーツ推進審議会委員 |
| 〃 |  | 松代 | (前)松代地区振興会役員(地域自治組織)  (前)松代公民館長(公民館長会議) |
| 〃 |  | 松之山 | 地域支援員(集落支援員)  (前)地域おこし協力隊 |
| 〃 |  | 下条 （十日町） | NPO法人 市民活動ネットワーク　ひとサポ |
| 〃 |  | 吉田 | 市民活動団体（十日町おもちゃ病院） |
| 〃 | ひとみ | 中里 | 利用団体（中里地区体育協会） 中里まちづくり協議会 |
| 〃 |  | 十日町 | 利用団体（市民吹奏楽団） |

11

**（４）十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会要綱**

十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会要綱

　（設置）

第１条　十日町市における社会教育及び公民館活動のあり方を検討するため、十日町市社会教育・公民館活動のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

　（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

　(1)　公民館の使用料及び減免基準に関すること。

　(2)　公民館と地域コミュニティの関係に関すること。

　(3)　公民館の地区館及び分館の統廃合に関すること。

　(4)　公民館が担うべき地域課題解決に向けた取組に関すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、社会教育及び公民館活動に関して必要な事項

　（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）12人以内をもって組織する。

　(1)　十日町市社会教育委員並びに十日町市公民館運営審議会及び十日町市スポーツ推進審議会の委員

　(2)　地区公民館長及び分館長

　(3)　市民活動団体及び公民館利用団体からの推薦者

　(4)　地域自治に関わる住民

　（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

　（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

　（庶務）

第６条　委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

　（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和元年９月27日から施行する。

　（最初の会議の招集）

２　委員会が設置された後、最初に開催する会議は、第５条の規定にかかわらず教育長が招集する。

（この告示の失効）

３　この告示は、令和３年３月31日限り、その効力を失う。

12